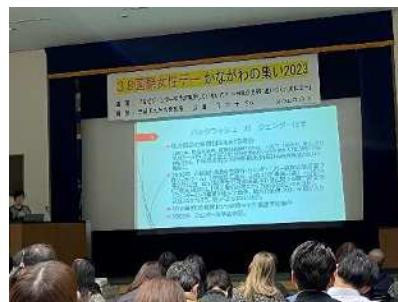


3.8 国際女性デー 神奈川の集い 2023

日時：2023年3月1日（水） 18:30～20:00

会場：かながわ県民センター 2Fホール



次第：

1. 開会
2. 実行委員会代表あいさつ
3. 講演

「なぜジェンダー平等が実現していないの？～日本が世界に追いつくためには～」

講師 浅倉 むつ子 氏

4. 質疑応答
5. 閉会

連合神奈川女性委員会は、3月1日、かながわ県民センターにて『3.8 国際女性デー かながわの集い 2023』を開催し、少数ながら男性もチラホラ！運輸労連からも女性5名、男性4名が出席しました。（会場出席者総人数は不明）

講師に、浅倉むつ子（早稲田大学名誉教授、国際女性の地位協会共同代表、女性差別撤廃条約実現アクション共同代表）氏、より『なぜジェンダー平等が実現していないの？～日本が世界に追いつくためには～』というテーマでジェンダー平等について学習をしました。

【女性差別撤廃条約と「選択議定書」について】

日本は1985年に条約を批准しました。

1980年第2回世界会議（コペンハーゲン）で条約に署名し、批准のための国内法整備一均等法制定、国籍法改正、家庭科男女共修の学習指導要領の改訂等に取り組み、1985年6月24日国会で承認。翌日、来日中のデ・クエヤル国連事務総長に、外務省で安部晋三外務大臣から、批准書寄託。

それから30日後、1985年7月25日に条約は日本に対して効力を発生。日本は72番目の批准国になりました。

しかし、1999年10月6日、国連で採択された、女性差別撤廃条約の「選択議定書」は、条約の実効性を強化するための付属文書で2000年12月22日に効力発生。権利侵害され

た者を救済するため。現在 115 か国が批准。しかし日本は批准していない。

アジアでは、韓国、バングラデシュ、フィリピン、ネパール、モンゴル、東ティモール、スリランカ、タイ、トルコなどが批准している。

条約を批准しながら選択議定書を批准しないのは、法律は作るが守らないというに等しい！こういう国は、OECD 諸国の中では、日本、エストニア、ラトビア、チリ、イスラエルの 5 か国。アメリカはそもそも条約自体を批准していない国である。

【日本はジェンダー平等が進んでいない。】

2022 年では 146 カ国中 116 位！

このジェンダー平等の指数は、①政治参画 ②経済参画 ③教育 ④健康 の 4 項目で表している。

日本は、教育は 1 位（昨年：92 位）、健康は 63 位（65 位）、経済参画は 121 位（117 位）、政治参画は 139 位（147 位）。

経済参画が低下しているのは、女性の労働参画率に低下が男性より大きかったこと。管理的職業従事者が、男性が増加した一方で、女性は低下したことなどが原因と言われている。

【最高裁でも敗訴している性差別事件】

司法の間ではどうなっているのか？

実際の裁判例をあげて、司法の間での、「女性差別撤廃条約は、直接適用可能性ないし自動執行力を持つ条約ではない」と判断。条約の法的法力を否定しており、ほとんど条約には言及しない。条約を批准した意味がないものとなっている。

【日本の立場】

日本の立場は、選択議定書を批准していないので、日本の女性は、権利侵害の被害を受けても個人通報を利用できないので、女性差別撤廃委員会は、繰り返し日本政府に選択議定書の批准を要請している。

長年にわたる日本政府による説明では、個人通報制度については条約実施の効果的な担保を図るという趣旨から注目している。その受入れについてはわが国の司法制度、立法政策との関連、また実施体制等との検討課題がある。各方面の意見も踏まえつつ、真剣に検討を進める。

また、男女共同参画基本計画 2020 年第 5 次計画「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」との姿勢である。

【個人通報によって日本の女性権利を国際基準にしよう】

女性差別撤廃条約の選択議定書が批准されたら、個人通報ができるようになる。
個人通報できる人は限られているが、もし個人通報が可能となったら、国内の判決は変わるようになるはず。
なぜなら最高裁判決もまた、女性差別撤廃委員会の審査を受ける可能性が生まれるからだ。裁判官も、国際条約のレベルを十分に考慮した判決を下すことになるはず。日本の司法は変わることはないか。

選択議定書の批准を求める「意見書」が地方議会で採択されてきている。
2001年~2016年までに40の地方議会で「実現アクション」発足以降、意見書を採択する地方議会数が加速している。
2023年1月現在、計189の地方議会が意見書を採択している。
県議会レベルでは、高知県・島根県(2009年)、徳島県(2020年3月)、富山県(2020年12月)、宮城県(2回。2020年12月)、埼玉県(2021年10月)、三重県(2022年8月)。
国もこの動きは無視できないはずである。

『スローガン』

- ☆憲法の三原則である「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」を厳守しよう
- ☆「女性差別撤廃条約」を実効あるものにしよう
- ☆男女が共に仕事と家族的責任を担える、ワーク・ライフ・バランスを実現させ、長時間労働をなくそう
 - ☆労働法制の改悪に反対し、すべての職場の格差をなくし、均等待遇を実現させ、女性の貧困をなくそう
- ☆子どもの貧困、格差をなくし、誰もが健康で豊かな生活ができる「社会保障制度」を実現しよう
- ☆女性に対するあらゆる暴力や子どもに対する虐待・性的搾取の根絶をめざそう
- ☆戦争のない平和な社会をめざし、多くの人と連帯していこう
- ☆二度と若者を戦場に送らないために、安保関連法を廃止させよう
- ☆エネルギー政策を見直し、自然環境を生かした循環型社会をめざそう

【参加者感想】

2023年3月1日(水)18:30～神奈川県民センターにて

3.8 国際女性デー かながわの集い 2023 に参加しました。

なぜジェンダー平等が実現していないの？～日本が世界に追いつくためには～

について浅倉むつ子氏(早稲田大学名誉教授、国際女性の地位協会共同代表、女性差別撤廃条約実現アクション共同代表)より公演頂きました。

平等で公正ではなかった日本の憲法の背景により、女性という理由だけで法律家になれなかったが、女性の活躍で徐々に法改正や様々な条約の締結を行い、少しずつ女性の活躍しやすい世の中に変えていき、改めて女性の強さを実感しました。

とはいえいまだに日本のジェンダーギャップ指数は世界でも 116/146 位となっており、遅れを取っています。

教育、健康に関しては世界でもトップクラスだが、政治、経済の分野では遅れを取っているのを改めて確認しました。

特に政治の分野で見ると、実際に候補者を見ても女性の比率は圧倒的に少ないので母数を男性と同じくらいまで上げないことには男女同数にはならないと感じました。

政治が男性のイメージが強くなってしまっているのも良くないし、女性が政治に興味を持たないのもよくないと思います。

無理やり立候補させるものではないと思うので、政治の場で活躍したいと思う女性が増えていくためにはまだまだ課題が多いように感じました。

日新労働組合

小室裕貴

3/1(水)開催の「3.8 国際女性デー かながわの集い」に参加しました。日本の法制の振り返りから、性差別によって起こった事件、また現状とその問題点等を講義を通して知ることができました。

幸い、日常的に差別を受けるといった環境にいないため、普段からジェンダー平等について考えることが全くありませんでした。そのため、講義を通して漸く日本の現状を知れたと感じました。過去に起きた代表的な性差別事件もいくつかあったので、まずはそういった事例から掘っていきたいと思います。

昨今メディアでもジェンダー平等について大きく取り上げられていますが、一つ気になったのが子供に対する教育です。絵本やアニメの主人公は活躍する女性であったり、家事を

男性が担当しているシーンが多くなってきているようです。先日ラジオで語られていたのは、そういったシーンで例えば"家事は男性もするものだ"とあえて説明せずに、男女関係なく家事をするものだよねと刷り込むことが大切ということでした。確かに身近なところで考えると"ディズニープリンセス"は自分を変えるきっかけはいつも王子様でそれを待っているというシーンが私の世代では一般的でした。無意識のうちに男性が何かをしてくれると刷り込まれていたのかなとも感じました。

ジェンダー平等の点でも、ディズニーアニメは大きく変化していますが、その中でも「ストレンジワールド」はこれまでと全く違うということで紹介されていました。"同性が好きな人"がいて当たり前、ジェンダーとは離れますが"片足がない人"がいても何も思わない、といった個人を尊重する世界が描かれているとのことで今後注目したい作品です。

日新労働組合
上田文華

3.8 国際女性デーかながわの集いに参加しました。

講師は浅倉 むつこさん

「なぜジェンダー平等が実現していないのか？」をテーマに講演され 6 つの項目について話されました。

一番耳に慣れている内容はジェンダーギャップ指数で、2022 年は 146 か国中 116 位 2021 年より低下している。教育と健康は世界トップクラスなのに政治と経済は低い。女性の労働参加率が低下した事も影響しているとの説明でした。非正規で働いている女性の割合が多い事も影響しているのかなと感じました。

講演の中で一番関心を持ったのは、女性差別撤廃条約についてです。条約があっても、男女間賃金差別においては、最高裁で敗訴している内容や、夫婦別姓訴訟においても女性差別撤廃条約には言及されないという内容でした。

条約・法律の力関係はどうなっているのかと考えつつ、女性差別撤廃条約の選択議定書の批准を日本も一刻も早くしてもらいたいと思いました。

身近に起きている内容では無いが、どの項目も判り易い説明だったので、最後まで講演を聞く事ができました。

ヤマト運輸労働組合 横浜支部
磯崎律子

朝倉むつ子氏の「なぜジェンダー平等が実現していないの？～日本が世界に追いつくためには～」のお話を伺って、ジェンダー平等に対する取り組みや選択議定書が批准されること

の重要性について理解することができました。

特に今回のメインテーマであった選択議定書についてなぜ必要か批准することによってどのように変わるかを分かりやすく説明いただきました。

また20年間も批准を要請し、全く同じ回答しかいただけていないことに日本がなぜジェンダー平等が実現しないのかその原因が少し理解できたように思います。

今回は難しい内容ではございましたが、貴重なお話をお伺いすることができてとても良い経験となりました。

ヤマト運輸労働組合 横浜支部
柿沼胡桃

自分の性でもある、女性についての権利や法律など色々な話が聞けてとてもためになりました。

夫婦別姓や現代の性に対する固定概念については普段あまり気になった事がなかったの
で、自分とはちがった考えを知れて良かったと思います。

ヤマト運輸労働組合 湘南支部
土屋美咲